

改正案

（議決権について準用する会社法の読替え）
 第四条の四 法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第六項	電磁的記録	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

2 法第十二条第七項の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	電磁的方法（信用金庫法第十二条第

現行

（議決権について準用する会社法の読替え）
 第四条の四 法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第六項	電磁的記録	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

2 法第十二条第七項の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	電磁的方法（信用金庫法第十二条第

第三百二十二条第四項	電磁的記録	三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び第三項において同じ。)による電磁的記録(信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)
------------	-------	---

第九条の三 削除

第三百二十二条第四項	電磁的記録	三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び第三項において同じ。)による電磁的記録(信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)
------------	-------	--

(清算人等について準用する会社法の読替え)

第九条の三 法第六十四条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	清算金庫

第三百五十七條 第一項	株主（監査役設置 会社にあつては、 監査役）	監事
第三百六十條第 一項	株式を有する株主 株式会社	会員である者 清算金庫
第三百六十一條 第一項	株式会社	清算金庫
第三百八十一條 第二項、第三百 八十五條第一項 及び第三百八十 六條第一項（見 出しを含む。）	監査役設置会社	清算金庫
第三百八十六條 第二項	第三百四十九條第 四項 監査役設置会社	信用金庫法第三十 五條の九第一項 清算金庫
第四百三十條 （見出しを 含む。）	役員等 株式会社	清算人又は監事 清算金庫

2) 法第六十四条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項及び第三項から第五項まで	株式会社	清算金庫
第八百四十八条	株式会社又は株式会社等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	清算金庫
第八百四十九条第一項	株式会社等	清算金庫
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式	清算金庫が、

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

<p>第八百四十九条 第三項第一号</p>	<p>株式会社等</p>	<p>清算金庫</p>
<p>第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十 条第一項から第 三項まで、第八 百五十二条第一 項及び第二項並 びに第八百五十 三条第一項</p>	<p>株式会社等の 区分</p>	<p>清算金庫の 区分</p>
	<p>交換等完全親会社 の株式交換等完全 子会社又は当該最 終完全親会社等の 完全子会社等であ る株式会社の</p>	

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第九條の五 法第八十五條の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一條第三項	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十二條第三項	第八十條又は前條	信用金庫法第六十條第三項第一号	信用金庫法第八十三條又は第八十四條
		同法第四百七十三條第四項	信用金庫法第六十條第三項において準用する会社法第四百八十三條第四項
		信用金庫法第六十條第三項において準用する会社法第四百七十八條第一項第一号	信用金庫法第八十三條又は第八十四條

第九條の五 法第八十五條の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一條第三項	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十二條第三項	第八十條又は前條	信用金庫法第六十條第三項第一号	信用金庫法第八十三條又は第八十四條
		同法第四百七十三條第四項	信用金庫法第六十條第三項において準用する会社法第四百八十三條第四項
		信用金庫法第六十條第三項において準用する会社法第四百七十八條第一項第一号	信用金庫法第八十三條又は第八十四條

<p>二 第四百四十六条の</p>	<p>商業登記法</p>	<p>信用金庫法第八十条において準用する商業登記法</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
-------------------	--------------	-------------------------------	-------------	-------------	-------------